

# 千歳市総合計画審議会条例

(昭和 55 年 1 月 1 日条例第 1 号)

改正 平成 11 年 6 月 16 日条例第 12 号  
平成 14 年 9 月 20 日条例第 27 号

(設置)

第 1 条 市の総合計画の策定について調査審議するため、市長の附属機関として、千歳市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 市の発展と住民福祉の向上を図るための総合計画に関すること。
- (2) その他総合計画上必要と認めること。

2 審議会は、前項の事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 35 人以内をもつて組織する。ただし、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、総合計画に関する答申が終了したときまでとする。

2 特別委員の任期は、当該事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第 6 条 専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 6 月 16 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 14 年 9 月 20 日条例第 27 号)

この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。